

本会議から付託された議案4件を審査するため、平成29年8月31日に総務生活委員会を開催しました。

## 議案第45号 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例の制定について

### ～内容～

大規模な災害に見舞われた地域から本市へ避難した被災者に対して、居住環境を確保し、必要な支援を行うことにより、被災者の生活再建に寄与するため、必要な事項を定めようとするもの

### ～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。なお、委員から附帯決議案が提案され、質疑、討論もなく、全員一致で附帯決議を付することに決定

### ～質疑～

**問：市民が災害に遭遇した場合、今回の条例にあるような救済がされるのか。**

答：生計中心者が亡くなった場合には、災害に基づく法令から500万円が支給されるなど、各種制度がある。市民の安心安全を優先したうえで、受入れの対応をさせていただこうと考えている。

**問：総社市民のいざというときの受入体制はどうか。総社市民にとってもメリットのある条例であり、それが最終的に大規模災害に役立つということ、すなわち普段からの準備が大規模災害時に役立つというのが順番だ。その辺りはどうか。**

答：市内で災害が発生した場合、市内の民間住宅をみなし仮設として借り上げて、そこに被災者の方を支援するということを想定している。日頃の準備が大切になってくる。宅建協会、不動産協会との連携も必要になる。よく協議をして、あくまでも総社市を最優先に考え、総社市に災害がない場合に受け入れるという趣旨にのっとり取り組んでいきたい。

**問：り災の証明はどうするのか。一時避難者に対する確認はどうか。**

答：り災証明を必須条件にすると受入れが遅れるので、り災証明がなくても受入れを行い、発行されれば事後に提出してもらう。また、避難生活支援金も、り災証明がなくても支給する。

### ～附帯決議の内容～

「議案第45号 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例の  
制定について」に対する附帯決議について

以下の事柄に配慮することを強く求める。

#### 記

- 1 災害発生時には、総社市民を最優先することは言うまでもないが、市民のための住居環境の確保、助成など具体的な仕組みが整備されていないため、早急に制度として確立すること

以上附帯決議する。

平成29年8月31日

総務生活委員会

## 議案第51号 平成29年度総社市一般会計補正予算（第2号）

### ～内容～

福祉先駆都市を発信するフォーラム開催経費、移住希望者へのお試し住宅の整備、被災者支援のための家賃助成、そうじゃ吉備路マラソン大会共催負担金の増額が主なもの

### ～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

### ～質疑～

**問：マラソン負担金について、1,000万円増額の内容はどうか。**

答：負担金の内訳はボランティアウェアに800万円、ゲストラナーに200万円で合計1,000万円を見込んでいる。なお、ウェアは今回限りで、来年度は従来どおりのポンチョ

を支給する予定である。

**問：フォーラムは開催補助がなく一般財源を使うが、早期に行う考えはどうか。**

答：シンポジウム助成事業について、来年度事業の募集案内はあったが、県下で1事業のみの採択である。今年度は矢掛町のフォーラムが決まっていたので使えなかった。他にも補助事業はなかったが、今回、効果を検討して、やるべきという判断をさせてもらったところである。

## 意見第2号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて

### ～内容～

本市推薦の人権擁護委員の任期が平成29年12月31日で満了することに伴い、後任の候補者を推薦しようとするもの

### ～結果～

質疑討論もなく、全員一致で**推薦に同意**すべきであると決定

## 意見第3号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて

### ～内容～

本市推薦の人権擁護委員の任期が平成29年12月31日で満了することに伴い、後任の候補者を推薦しようとするもの

### ～結果～

起立採決の結果、起立多数で**推薦に同意**すべきであると決定